委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○ 知事) 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県	
3. 市区町村名	南会津町	
4. 届出番号	8	
5. 独自利用事務の事例番 号	94-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.minamiaizu.org/gyousei/	

執行機関名

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	南会津町社会福祉法人による介護保険利用者負担金減額措置補助金交付要綱 (平成18年南会津町告示第95号)による社会福祉法人による介護保険利用者負担 金減額措置補助金交付事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		南会津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第8の項 南会津町社会福祉法人による介護保険利用者負担金減額措置補助金交付要綱 (平成18年南会津町告示第95号)による社会福祉法人による介護保険利用者負担 金減額措置補助金交付事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第1条	南会津町社会福祉法人による介護保険利用者負担金減額措置補助金交付要綱 (平成18年南会津町告示第95号)第1条
	び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を 保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必	第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づく介護保険サービス(以下「サービス」という。)を提供する社会福祉法人(以下「法人」という。)が、低所得者で特に生計が困難であるものに対してサービスに係る利用者負担金の減額を行う場合において、その減額を実施した当該法人に対し助成を行うことにより、高齢者の介護保険サービスの円滑な利用促進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南会津町社会福祉法人による介護保険利用者負担金減額措置補助金交付要綱 (平成18年南会津町告示第95号)